

仙台市自転車の安全な利活用推進計画2026-2030 中間案(概要版)

第1章 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

『仙台市の動向』

- 平成25年に「杜の都の自転車プラン(仙台市自転車利用環境総合計画)」、令和3年に「仙台市自転車の安全な利活用推進計画(以下「現行計画」)」を策定し、自転車を都市内移動の重要な交通手段として位置付け、他の交通手段とのバランスを考慮しながら、「誰もが安全・安心に楽しく自転車を利用できるまち」の実現に向け、走行環境整備、駐輪環境整備及びルール・マナーの定着などに取り組んできました。また、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を平成31年に施行し、自転車の安全利用に関する施策を推進しています。
- 令和7年3月に「仙台市ダイバーシティ推進指針」を策定し、さまざまな「ちがいを」受容してきた歴史や風土などをさらに発展させながら、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが安心して住み続け、活躍できるまちづくりを進めています。

『国・社会の動向』

- 国は平成29年5月に「自転車活用推進法」を施行、令和3年5月に「第2次自転車活用推進計画」を策定しています。
- また、自動車優先だった道路を、歩行者や自転車に優しいものへ再構成する動きもみられています。

◆ 法律や条例の理念を踏まえつつ、「まもる・つながる・ひろがるまち せんだい」の実現に向けて、実効性のある自転車施策を総合的かつ計画的に推進するため「仙台市自転車の安全な利活用推進計画2026-2030」を策定します。

(2) 計画の位置付け

- 「自転車活用推進法」で規定する「市町村自転車活用推進計画」及び「仙台市自転車の安全利用に関する条例」で規定する「自転車安全利用計画」として位置付けます。
- 「仙台市基本計画」の他、「仙台市ダイバーシティ推進指針」や各分野における関連計画との整合・連携を図りつつ、本市における自転車の安全な利活用推進に関する基本の計画となるものです。

(3) 計画区域

仙台市全域

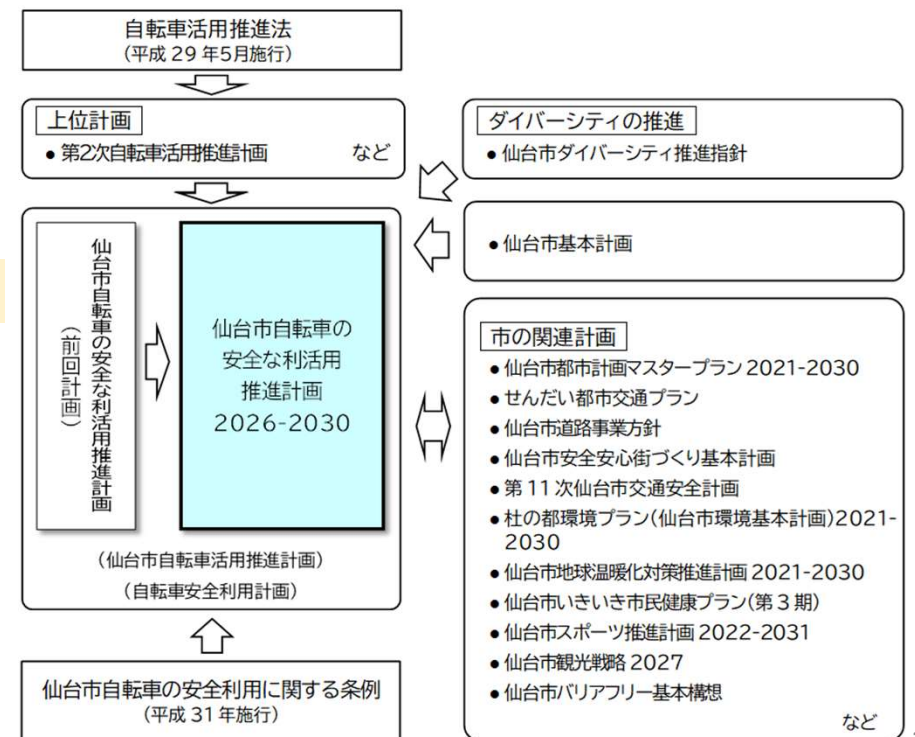
(4) 計画の期間

5年間(2026(令和8)年度～
2030(令和12)年度)

本計画にて目指すSDGsの5つのゴール



(SDGs: 持続可能な開発目標)



仙台市自転車の安全な利活用推進計画2026-2030 中間案(概要版)

第2章 自転車を取り巻く状況、第3章 自転車関連施策の取り組み状況と課題

本市では、自転車の安全利用に向けた取り組みを現行計画に基づき推進してきました。これまでの取り組み状況の成果などから、課題の整理を行うとともに、課題解決を図るための目指すべき方向性を示します。

本市の自転車利用を取り巻く状況

- ・ 週1回以上自転車を利用する人の割合は約3割
- ・ 自転車の保有率は全国的に減少傾向
- ・ モビリティの多様化に伴い、自転車通行空間の利用ニーズが拡大
- ・ カーボンニュートラルの実現に向け、自家用車から環境負荷の小さい公共交通や自転車への転換が求められている
- ・ 道路交通法改正により、自転車利用の違反行為における罰則の整備及び青切符の適用等を規定

現行計画に基づく取り組み状況と成果

基本方針1 自転車の安全 利用意識のさ らなる向上

- ・ 自転車利用に関する交通安全教育を実施、ルール理解度は約8割、遵守度は約6割に留まる
- ・ 自転車損害賠償保険等への加入率は約60%に留まる
- ・ ヘルメット着用率はWEBアンケート調査では約28%も、現地調査では約14%に留まる

基本方針2 自転車を安全・ 快適に利用で きる都市環境 の形成

- ・ 各エリアの自転車通行空間整備を推進(令和7年度末 整備実績(見込み含む))
⇒自転車ネットワーク路線 30.2km(目標33.5km)
⇒あんしん通行路線 5.6km(目標 6.4km)
- ・ 令和4年に全ての地下鉄駅に駐輪場が整備され、収容台数が増加
- ・ 都心部における放置自転車の台数は下げ止まりの傾向

基本方針3 自転車の強み を発揮した環 境づくり

- ・ ダテバイクは、ポート数、貸出自転車台数の充実とともに利用回数が年々増加、目標の利用回数100万回を令和4年度～令和6年度で達成
- ・ 週1回以上自転車を使用する割合は減少傾向

施策全体の 取り組み成果

- ・ 自転車事故の件数は減少傾向で推移
- ・ 自転車が第一当事者となる事故件数は増減を繰り返しており、下げ止まりの傾向
- ・ 本市自転車施策に関する満足度は約3割を推移しており、近年は横ばい傾向

主要課題

多文化共生社会において、全ての人が交通ルールを学べる環境が必要

自転車損害賠償保険の加入率やヘルメットの着用率のさらなる向上に向け、交通安全活動等の取り組みを引き続き推進し、一人ひとりの意識向上を図ることが必要

自転車利用者のルール遵守の意識を向上させるため、近年の道路交通法の改正の内容を踏まえた上で、交通ルールの周知が必要

整備済の自転車通行空間は「車道混在」が多数を占めており、より安全性の高い「自転車専用通行帯」等の整備が必要

自転車と通行空間を共有する新たな車両(電動キックボード等)の登場により自転車通行空間の利用ニーズが拡大しており、自転車ネットワーク路線等の拡張が必要

駐輪場の利便性向上のため、老朽化が進んでいる市営駐輪施設の改修及びニーズの変化に応じた平置き駐輪場増設などに継続的に取り組むことが必要

ダテバイクを含むシェアサイクルについて、さらなるサービス内容の向上及び、社会情勢を踏まえた新たな活用方法の検討が必要

地域資源を活用したサイクルツーリズムの推進など、自転車を楽しむことができる環境づくりの推進が必要

電動キックボードなどの新たなモビリティの利用拡大が想定されるため、自転車固有の魅力を発信する取り組みが重要

目指すべき方向性

方向性1
自転車安全利用意識の浸透とルール遵守

方向性2
自転車の安全で快適な移動を促す都市環境の拡充

方向性3
自転車を活かしたまちの魅力向上

第4章 基本目標・方針と推進施策

自転車の安全な利活用を推進するための、本計画における基本目標と基本方針を以下のとおりとします。

基本目標：まもる・つながる・ひろがるまち せんだい

自転車利用者のみならずみんなの安全をまもるとともに、自転車の更なる利用拡大を図ることで、地域と地域のつながりが深まり、誰もが安全・安心・快適に移動できる生活環境がひろがるまちの実現を目指します。

基本方針1:自転車安全利用意識の浸透とルール遵守

- ・自転車に関する交通事故を未然に防止するため、近年の道路交通法改正の内容を踏まえたうえで、自転車における交通ルールの周知のほか、遵守に対する交通安全意識の向上に努め、みんなが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。
- ・学校や事業者などの関係団体と協働で自転車の安全利用の啓発活動に取り組むとともに、世代や出身国等が異なる多様な市民に対し、幅広い安全教育を推進します。

基本方針2:自転車の安全で快適な移動を促す都市環境の拡充

- ・自転車通行空間の整備によって、自転車が地域の重要な移動手段として機能するように、自転車がより安全かつ快適に移動できる都市環境を作るとともに、歩行者はもとより自転車と通行空間を共有する多様なモビリティの利用ニーズに対応した道路空間を形成します。
- ・市街地における自転車の快適利用、交通結節機能の強化、路上放置防止のため、良好な駐輪環境の構築と駐輪場の利用促進を図ります。

基本方針3:自転車を活かしたまちの魅力向上

- ・小回りが利き目的地に直接到着できることや、気兼ねなく乗り降りができる自転車の強みを活かして、地域活性化を図ります。
- ・モビリティが多様化する中、自転車の利用は健康に良いことや、自転車はカーボンニュートラル実現に向け環境にやさしい移動手段であることに加え、自転車に乗ることによって得られる爽快感や達成感など自転車の魅力をPRすることで、自転車の利用を促進します。

第4章 基本目標・方針と推進施策

基本方針1:自転車安全利用意識の浸透とルール遵守

(1)多様性を意識した交通安全教育の推進



▲小学校における交通安全教室



▲高齢者向け自転車安全利用講習会



▲外国人向け交通安全教室



▲教育・啓発教材作成等による交通安全教育の実施支援

(2)自転車利用者以外へのルール周知



▲イベントにおける啓発



▲特定小型原動機付自転車等啓発チラシ

(3)協働による自転車安全利用意識を高めるための交通安全活動及びルール啓発の推進



▲地域等と連携した交通安全活動の実施



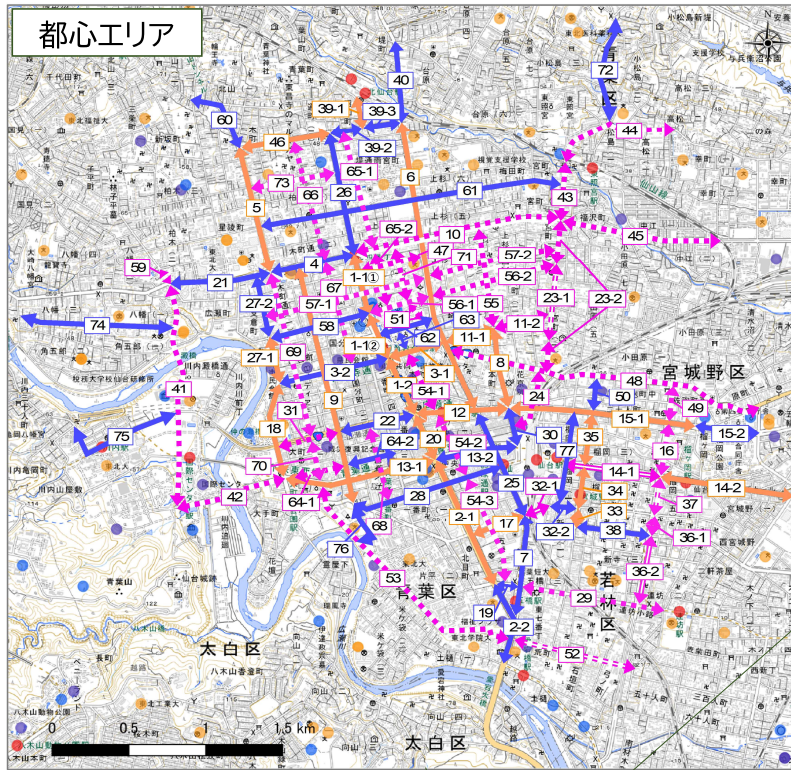
▲自転車ヘルメット着用促進の取り組み

仙台市自転車の安全な利活用推進計画2026-2030 中間案(概要版)

第4章 基本目標・方針と推進施策

基本方針2:自転車の安全で快適な移動を促す都市環境の拡充

(4)地域環境に応じた自転車ネットワーク路線の選定・整備



- 周辺施設
- 駅
 - 公共施設
 - 学校
 - 集客施設

- 自転車ネットワーク路線整備状況 ※見込み含む
- 自転車道(整備済)
 - - - 自転車専用通行帯(整備済)
 - ... 車道混在(整備済)
 - 自歩道活用(暫定整備済)
 - 未整備

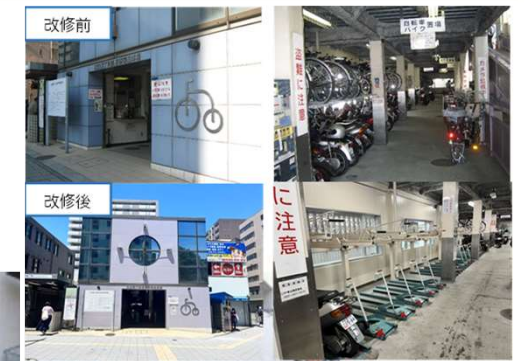
▲自転車ネットワーク路線(※整備状況は令和7年度末時点(見込み含む))

(5)自転車通行空間の安全性及び快適性の向上



▲歩道がない道路の自転車と歩行者
双方の通行位置を明示した例
(木町通本材木町線)

(6)駐輪環境の改善及び駐輪場の利用促進



▲公共駐輪場の改修

▲放置自転車の撤去の様子

第4章 基本目標・方針と推進施策

基本方針3:自転車を活かしたまちの魅力向上

(7)自転車を活用したまちの活性化



▲ツール・ド・東北2024

資料:河北新報社



▲市内を周遊するサイクルマップの作成

資料:名取市

(8)シェアサイクルの利活用促進



▲ダテバイク

▼ベガルタ仙台のホーム試合に合わせた臨時ポート設置

資料:ドコモ・バイクシェアHP



(9)自転車の魅力に関する情報発信



▲ゼロカーボンシティ実現に向けたキャンペーンの実施



▲自転車利用による健康促進の効果

資料:シマノHP

(10)自転車に親しむ機会の創出



▲南小泉交通公園における自転車安全利用教室

仙台市自転車の安全な利活用推進計画2026-2030 中間案(概要版)

第5章 計画推進のための仕組み

評価指標と目標値

本計画の推進に当たり、施策の進捗状況や効果を的確に把握するため、基本方針ごとに評価指標とその目標値を設定します。

基本方針	評価指標 (○:アウトプット指標、●:アウトカム指標)	現状	目標値
基本方針1: 自転車安全利用意識の 浸透とルール遵守	●市民の自転車のルールに対する遵守率 ※ルール・マナー実態調査で計測	57.9% (令和7年度)	70% (令和12年度)
	●自転車損害賠償保険等の加入率 ※市民アンケートで計測	60.3% (令和7年度)	85% (令和12年度)
	●ヘルメット着用率 ※ルール・マナー実態調査で計測	13.9% (令和7年度)	30% (令和12年度)
基本方針2: 自転車の安全で快適な移動 を促す都市環境の拡充	○「自転車ネットワーク路線」の自転車通行空間整備延長	30.8km (令和7年度末)	46.7km (令和12年度)
	○「あんしん通行路線」の自転車通行空間整備延長	5.6km (令和7年度末)	15.2km (令和12年度)
	●都心部における駐輪場利用率	70.5% (令和6年度)	対前年度比「+」
基本方針3: 自転車を活かしたまちの 魅力向上	●ダテバイクの利用回数	117万回 (令和6年度)	130万回 (令和12年度)
	●週1回以上自転車を利用する割合 ※市民アンケートで計測	24.4% (令和7年度)	対前年度比「+」
	○サイクルマップの作成件数	0件	5件 (令和12年度までの合計)
全 体	●自転車の事故件数	367件 (令和6年)	300件 (令和12年)